

地震による損害を補償する共済金について

◎新総合火災共済・総合火災共済並びに普通火災共済に【地震危険補償特約】および【地震見舞金特約】をご付帯の場合、共済の対象に生じた損害が下記に該当する場合に共済金としてお支払いします。

○地震危険補償特約（建物）（1建物当たり1000万円を限度）

地震や噴火または津波を原因とする火災、損壊、埋没または流出によって損害をうけた場合に地震共済金をお支払いします。

損害の程度	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	お支払いする地震共済金
全壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額の100%（時価額限度）
大規模半壊	建物の時価の40%以上 50%未満	建物の延床面積の50%以上 70%未満	地震共済金額の60% （時価の60%限度）
半壊	建物の時価の20%以上 40%未満	建物の延床面積の20%以上 50%未満	地震共済金額の30% （時価の30%限度）
半壊に至らない損害（一部損含む）は地震共済金をお支払いできません。			

損害程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。り災証明書が発行されない場合には上記認定の基準に従って被害認定を行い、地震共済金をお支払いします。

○地震見舞金特約（建物・家財）（1敷地内100万円限度）

地震や噴火または津波を原因とする火災、損壊、埋没または流出によって特約契約が付帯される主契約の共済の対象に生じた損害が全損、半損、一部損に該当する場合見舞金をお支払いします。

1. 建物の損害に対する見舞金

損害の程度	建物の主要構造部の損害の額	焼失または流失した床面積の割合	お支払額
全損	共済価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	特約共済金額の100%
半損	共済価額の20%以上 50%未満	建物の延床面積の20%以上 70%未満	特約共済金額の50%（時価の50%）
一部損	共済価額の3%以上 20%未満	水災による建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水	特約共済金額の5%

2. 家財の損害に対する見舞金

損害の程度	家財の損害の額	お支払額
全損	共済価額の80%以上の損害	特約共済金額の100%
半損	共済価額の30%以上80%未満の損害	特約共済金額の50%
一部損	共済価額の10%以上30%未満の損害	特約共済金額の5%

上記特約付帯のない契約につきましては「地震、噴火、津波」による損害についてはお支払いの対象とはなりません。ただし、「地震、噴火、津波」を原因とする火災が発生した場合の程度が以下の場合には、地震火災費用共済金をお支払いさせていただきます。

○住宅物件・一般物件(1 構内 300 万円限度)

共済の対象	損害の程度	支払共済金
建 物	半焼以上となった場合	共済金額の5%
家 財	家財が全焼、または収容する建物が半焼以上となった場合	共済金額の5%
設備・什器・商品等	収容する建物が半焼以上となった場合	共済金額の5%

○工場物件(1 構内 2,000 万円限度)

共済の対象	損害の程度	支払共済金
建 物	半焼以上となった場合	共済金額の5%
動産(設備装置等)	動産を収容する建物が半焼以上となった場合	共済金額の5%
屋外設備装置等	半焼以上となった場合	共済金額の5%

被災されましたご契約者の皆さまからのお問い合わせ・被害のご連絡・ご相談などにつきま各都道府県組合の連絡先へお願いいたします。